

平成25年第4回平群町議会

定例会会議録（第4号）

|   |  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
|---|--|-------------|-------------|-------------|-----------|---------------|-------------|-------------|-----------|-------------|---------------|---------------|---------------|------------|---------|---------------|-------|---------|---------|-------------|-------|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                     | 平成25年9月20日   |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 招 集 の 場 所                                     | 平群町議会議場  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 開 会 （ 開 議 ）                                   | 9月20日午後2時0分宣告（第4日）   |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 出 席 議 員                                       | <table border="0"> <tr> <td>1 番 井 戸 太 郎</td> <td>2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 繁 田 智 子</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>  | 1 番 井 戸 太 郎 | 2 番 戎 井 政 弘 | 3 番 奥 田 幸 男 | 4 番 森 田 勝 | 5 番 植 田 い ず み | 6 番 山 口 昌 亮 | 7 番 高 幣 幸 生 | 8 番 窪 和 子 | 9 番 山 田 仁 樹 | 1 0 番 下 中 一 郎 | 1 1 番 繁 田 智 子 | 1 2 番 馬 本 隆 夫 |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 1 番 井 戸 太 郎                                   | 2 番 戎 井 政 弘  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 3 番 奥 田 幸 男                                   | 4 番 森 田 勝  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 5 番 植 田 い ず み                                 | 6 番 山 口 昌 亮  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 7 番 高 幣 幸 生                                   | 8 番 窪 和 子  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 9 番 山 田 仁 樹                                   | 1 0 番 下 中 一 郎  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 1 1 番 繁 田 智 子                                 | 1 2 番 馬 本 隆 夫  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 欠 席 議 員                                       | な し  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 地方自治法第121条<br>第1項の規定により<br>説明のため出席<br>した者の職氏名 | <table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> </table> | 町 長         | 岩 崎 万 勉     | 副 町 長       | 山 中 淳 史   | 教 育 長         | 森 井 惠 治     | 会 計 管 理 者   | 瓜 生 浩 章   | 理事（政策推進課長）  | 大 浦 孝 夫       | 理事（総務防災課長）    | 今 村 雅 勇       | 理事（都市建設課長） | 植 田 充 彦 | 理事（教育委員会総務課長） | 西 本 勉 | 税 務 課 長 | 経 堂 裕 士 | 住 民 生 活 課 長 | 城 光 良 | 健 康 保 険 課 長 | 上 田 武 司 | 福 祉 課 長 | 塚 本 敏 孝 | 観 光 産 業 課 長 | 寺 口 嘉 彦 | 上 下 水 道 課 長 | 島 野 千 洋 |
| 町 長   | 岩 崎 万 勉  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 副 町 長   | 山 中 淳 史  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 教 育 長   | 森 井 惠 治  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 会 計 管 理 者                                     | 瓜 生 浩 章  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 理事（政策推進課長）                                    | 大 浦 孝 夫  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 理事（総務防災課長）                                    | 今 村 雅 勇  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 理事（都市建設課長）                                    | 植 田 充 彦  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 理事（教育委員会総務課長）                                 | 西 本 勉  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 税 務 課 長                                       | 経 堂 裕 士  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 住 民 生 活 課 長                                   | 城 光 良  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 健 康 保 険 課 長                                   | 上 田 武 司  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 福 祉 課 長                                       | 塚 本 敏 孝  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 観 光 産 業 課 長                                   | 寺 口 嘉 彦  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 上 下 水 道 課 長                                   | 島 野 千 洋  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 本会議に職務の<br>ため出席した者<br>の職氏名                    | <table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>田 中 裕 美</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>竹 村 恵</td> </tr> </table>   | 議 会 事 務 局 長 | 西 脇 洋 貴     | 主 幹         | 田 中 裕 美   | 主 任           | 竹 村 恵       |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 議 会 事 務 局 長                                   | 西 脇 洋 貴  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 主 幹   | 田 中 裕 美  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 主 任   | 竹 村 恵  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |
| 町 長 提 出 議 案<br>の 題 目                          | <p>第1号に同じ</p> <p>報告第 5号 議会の委任による専決処分の報告について<br/>(和解及び損害賠償の額の決定について)</p>  |             |             |             |           |               |             |             |           |             |               |               |               |            |         |               |       |         |         |             |       |             |         |         |         |             |         |             |         |

|               |  |
|---------------|--|
| 議員提出議案<br>の題目 | 発議第10号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）<br>発議第11号 道州制導入に反対する意見書（案） |
| 議事日程          | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。   |

平成 25 年 第 4 回 ( 9 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 4 号 )

平成 25 年 9 月 20 日 ( 金 )  
午後 2 時 開 議

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 諸般の報告  |
| 日程第 2  | 報告第 5 号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(和解及び損害賠償の額の決定について)                   |
| 日程第 3  | 認定第 2 号  | 平成 24 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定<br>について (決算審査特別委員長報告)               |
| 日程第 4  | 認定第 3 号  | 平成 24 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別<br>会計歳入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5  | 認定第 4 号  | 平成 24 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳<br>出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)         |
| 日程第 6  | 認定第 5 号  | 平成 24 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出<br>決算の認定について (決算審査特別委員長報告)          |
| 日程第 7  | 認定第 6 号  | 平成 24 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳<br>入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員長報告)    |
| 日程第 8  | 認定第 7 号  | 平成 24 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出<br>決算の認定について (決算審査特別委員長報告)          |
| 日程第 9  | 認定第 8 号  | 平成 24 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決<br>算の認定について (決算審査特別委員長報告)           |
| 日程第 10 | 認定第 9 号  | 平成 24 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳<br>入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員長報告)    |
| 日程第 11 | 認定第 10 号 | 平成 24 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入<br>歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員長報告)     |
| 日程第 12 | 認定第 11 号 | 平成 24 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳<br>入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員長報告)    |
| 日程第 13 | 発議第 10 号 | 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求<br>める意見書 (案)                          |
| 日程第 14 | 発議第 11 号 | 道州制導入に反対する意見書 (案)  |
| 日程第 15 |          | 委員会の閉会中の継続調査の件   |

再 開 （午後 2 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、平成 25 年平群町議会第 4 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第 1 諸般の報告を行います。

公共交通対策特別委員会の報告を求めます。繁田君。

○公共交通対策特別委員長（繁田智子）

本日午前 10 時から公共交通対策特別委員会を開催いたしまして、コミュニティバスのルート・ダイヤ改正案、これは 11 月 1 日から実施をされますが、この案につきまして説明を受け、質疑を行いました。

以上です。

○議 長

以上で諸般の報告を終わります。

今村課長より発言を求められておりますので、これを許可します。総務防災課長。

○総務防災課長

失礼いたします。昨日の一般質問、窪議員さんの一般質問の答弁の際にですね、コミバスの 11 月ダイヤ改正等に対する質問でございました。休日、祝日運行の最低需要基準につきまして 6,000 人と申し上げましたが、6,800 人の間違いでございます。訂正し、おわび申し上げます。

○議 長

続きまして

日程第 2 報告第 5 号 議会の委任による専決処分の報告について  
（和解及び損害賠償の額の決定について）

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

失礼いたします。それでは報告申し上げます。

報告第 5 号 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月20日報告  
平群町長 岩 崎 万 勉

めくっていただきまして専決処分書の鏡でございます。

#### 専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年9月6日  
平群町長 岩 崎 万 勉

めくっていただきまして、和解及び損害賠償の額の決定でございます。

平成25年8月19日、午後2時10分ごろ発生しました町道若葉台2号線の平群町若葉台5丁目付近において、歩道内の植栽帯で、草刈り機による草刈り中に車庫にとめてある車のリアガラスに石等が飛び、ガラスが破損した車両の物損事故につきまして、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 10万464円

これにつきましては、うしろのガラス、車のガラスにつきまして修理代の額でございます。これにつきましては保険により全額対応いたしました。

以上でございます。

#### ○議 長

- |      |       |                                       |
|------|-------|---------------------------------------|
| 日程第3 | 認定第2号 | 平成24年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第4 | 認定第3号 | 平成24年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第4号 | 平成24年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第6 | 認定第5号 | 平成24年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第7 | 認定第6号 | 平成24年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第8 | 認定第7号 | 平成24年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第9 | 認定第8号 | 平成24年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決                |

算の認定について

日程第10 認定第9号 平成24年度平群町奨学資金貸付事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第10号 平成24年度平群町後期高齢者医療特別会計歳  
入歳出決算の認定について

日程第12 認定第11号 平成24年度平群町用地先行取得事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について

以上10件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案10件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長  
の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、井戸君。

○決算審査特別委員長（井戸太郎）

では、報告させていただきます。

去る9月10日に開催されました平群町議会第4回定例会の本会議において  
付託を受けた平成24年度平群町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認  
定10件につきまして、本委員会での審議内容と審議結果を報告します。

認定第2号 平成24年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額88億6,328万9,847円、歳出総額86億1,  
507万2,388円で、形式収支は2億4,821万7,459円の黒字で、  
翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は1億7,850万2,50  
9円の黒字決算となっています。平成24年度の単年度収支は、1億5,05  
4万8,178円の黒字となりました。

決算認定の審議に当たっては、歳出は款ごと、歳入は一括して審議いたしま  
した。

審議の主な内容は以下のとおりです。

議会費、総務費。

総務費では、一般管理費、事業・業務委託料の内容について質され、9月補  
正で計上した緊急雇用創出事業活用による公共施設の活性化に関する行動化計  
画策定で、公共施設の現状と課題について体系的に整理、検討するもので、2  
4年度は町民の意向調査を実施したとの答弁がありました。

財産管理費、手数料と鑑定委託料の内訳について質され、櫛原大字への緑地  
等の雑草除去手数料が30万円、ヤフーオークションの公売に係る公有財産シ  
ステム利用料で、旧中央保育園跡用地の手数料が404万2,500円、西向  
用地の手数料が25万8,300円との答弁がありました。

鑑定委託料については、ヤフーオークションによる町有地売却に伴うもので、  
旧中央保育園跡用地29万4,000円、西向用地10万5,000円との答

弁がありました。

財産管理費の土地借上料について質され、算定基準は土地評価額の2%で計算している。評価額が下がれば借り上げ金額が下がってくるが、町の事情等もあり、評価額は下落しているが、16年度より契約金額を据え置いているとの答弁がありました。

財産管理費の集会場等施設整備補助金の内容について質され、自治会集会所の改修補助金6件分、事業費の2分の1の補助を行うもので、三里公民館のトイレ改修で10万5,000円、ローズタウン若葉台自治会館のフェンス等の改修工事で14万5,000円、竜田川団地自治会館の雨漏り防止の工事で71万6,000円、西宮公民館の雨漏りの修理で4万2,000円、信貴畑集会所の天井張りかえ工事で5万2,000円、福貴畑集落センターの外部手すりの取りかえ工事に29万8,000円の補助を行ったとの答弁がありました。

防犯対策費の工事請負費113万4,220円の内容と防犯灯設置補助金による設置状況について質され、工事請負費は町管理の防犯灯のLED化で40基設置を行った。25年度で緊急雇用の事業を活用し、町管理の約300基のLED化を進めているとの答弁がありました。地元補助分として33自治会で157基設置したとの答弁があわせてありました。

防災諸費で、備蓄品の購入状況とプリズムへぐりへの分散備蓄について質され、24年度で乾パン384缶、アルファ米1,000食、保存用飲料水504本、防災用備蓄用毛布、飲料水袋、子ども用のおむつ、大人用のおむつの購入を行った。備蓄品の分散備蓄と企業等と防災協定を結び、流通備蓄を進めていくように考えている。プリズムへぐりへの分散備蓄については、今後検討していくとの答弁がありました。

情報政策費で内部情報系システムの整備を進めることによる住民に対するメリットについて質され、24年度では、統合型GIS地図情報システムの導入、内部情報系システムの端末等の更新を行った。各種の行政事務の電子化を進めることにより共有端末等で情報の共有化が図られ、窓口業務を迅速に行うことで、より一層の住民サービスの向上を目指しているとの答弁がありました。

民生費。

社会福祉総務費、社会福祉協議会の補助金について質され、社会福祉協議会は、設立時から含めてその財源的な裏打ちは市町村行政が担っていくようになっており、ここ最近平群町の財政状況が非常に弱いこともあり、社会福祉協議会の基金を取り崩し、補填していくことで進めてきた。しかし、基金残高が枯渇する寸前に来ており、24年度については、町の補助金を約500万円引き上げて2,000万円と決定したとの答弁がありました。

障害者福祉費、相談支援事業の委託料で、事業内容と地域活動センター事業負担金の根拠について質され、相談支援事業では、身体・知的で委託料が144万2,736円、相談者77名。精神部門で144万1,983円、相談者31名となっており、ななつぼしへ委託をしている。認定調査委託料については、認定調査の単価が3,150円と決まっております、24年度は3年に1回の程度区分の更新があり、66名の認定調査で20万7,900円となっている。地域活動センター事業負担金は、西和7町での均等割、財政割、人口割で算出しているとの答弁がありました。

福祉医療費の乳幼児医療費で、入院については小学校卒業まで拡充され、拡充部分については予算どおりだが、全体予算として予算時の積算より少なく、23年度決算に比べても減っている内容と、電算システムの変更について質され、乳幼児医療で2,427万8,321円、子ども医療で150万6,371円となっており、子ども医療も8月から行っているが、23年度よりは約200万円少なくなっている。分析としては、医療費がかからなかったことと限度額認定証を先にとられてからの入院が多くなったのが一つの原因だと考える。乳幼児医療のシステム改修費は315万円で、26年度に向けての改修費については、現在、電算会社と協議を行っているとの答弁がありました。

学童保育運営費、学童保育指導員賃金の不用額と指導員の募集について質され、24年度より保育時間の延長と各学童保育所に指導員1名の増員を行ったが、月額給から時間給に変更したことにより、途中でやめられる方があり、その後、指導員を配置するまでの間、支払いが発生しなかったことと、町外指導員から町内指導員に変更になったため、交通費差額の不用額との答弁がありました。指導員の募集に関しては、随時ハローワーク、広報マイタウン平群に掲載して募集しているが、年度途中ではすぐに応募がないというのが実態であるとの答弁があわせてありました。

衛生費、労働費。

衛生費では、保健衛生総務費の王寺周辺広域休日応急診療所の負担金が増額となった理由について質され、繰入金額の減額によるもので、22年度、23年度は旧診療所の売却益を2年に分割して繰り入れされたが、24年度からは従来に戻ったため増額となったとの答弁がありました。

予防費の検査検診委託料で本人負担について質され、予防接種については、1類疾病は全額補助で3ワクチンを除いて全て低所得者分ということで20%の地方交付税措置となっており、2類疾病の高齢者インフルエンザは1,000円の自己負担金を徴収しているとの答弁がありました。

塵芥処理費の不用額の内容について質され、医薬材料費は23年度に大規模



改修工事を行うときに多くの薬品を購入したので、24年度は在庫で対応したことと機械設備の一部劣化により薬品の使用が減ったこと、焼却ごみ量が23年度6,535トンから24年度5,657トン、差し引き870トン減少したことにより不用額が生じた。維持補修工事の約800万円は、入札差金による不用額。不燃物処理委託料の不用額は缶瓶類を2社による競争見積もりで単価が若干下がったこと。粗大不燃ごみは計画数量より約10トン減少したことによるものと、処理単価の引き下げにより不用額が生じたとの答弁がありました。

し尿処理費、し尿運搬・処理委託料の不用額が出た要因についてと、し尿処理単価の引き下げについて質され、菊美台、月見台、光ヶ丘の集中浄化槽を公共下水道に接続する予定をしていたが、接続が遅れたことにより菊美台の1カ所となった。当初、全体の処理量を9,500トンと見積もっていたが、最終処理量は8,080トンとなったことにより不用額が発生した。月見台、光ヶ丘については25年度予算で措置している。し尿処理単価については、引き続き軽減できるよう努力していきたいとの答弁がありました。

廃棄物減量推進事業費のごみステーション設置状況と段ボール収集の対策について質され、ごみ集積所の整備状況は自治会で整備をされているところもあり、町が補助を行ったのはステーションの整備で、23年度86カ所、24年度36カ所、ネット配付は23年度377カ所、24年度は65カ所となっている。25年度では、全町のごみステーションの調査を行っている。段ボール出しの周知については、チラシ等の配付や間違っ出された場合は、センターで収集のときにお知らせ紙を張っているとの答弁がありました。

農林水産業費、商工費。

農林水産業費では、農林業総務費の復旧工事1,980万円を執行しなかった理由について質され、土砂条例違反で町が告発した現場の代執行を行う予算措置を行ったが、現場が落ち着いた状況になっており、代執行の要件の一つとして、その不履行を放置することが著しく公益に反するということが認められる場合があるので執行しなかった。当然、是正を求める現場であることに変わりはないので、緊急の場合には緊急代執行で対応していくとの答弁がありました。

農林業振興費の新規就農者確保事業補助金で、当初予算1,050万円が決算では225万円となっている内容と、新しい制度で農業者を育成していく考えについて質され、事前調査では新規就農型2件、経営移譲型5件で予算計上を行ったが、24年4月に補助要件が確定したことにより、新規就農型2件のみの申請となった。新規就農者については5年間支給される。農業従事者の高

齢化に伴い、担い手の確保については国の制度を活用しながら行っていくとの答弁がありました。

商工費では、観光費の地域活性化方策検討業務内容について質され、観光PR事業ということで進めており、観光ホームページの立ち上げについては、住民の協働、協力を得ながら町内のあらゆる魅力を取材収集しており、26年4月からの運用を考えている。平群ブランドについては、平群ブランドマークを決定しており、今後ブランドマークの運用基準について委員会を立ち上げて検討を行っていくとの答弁がありました。

鳴川観光協会、信貴山観光協会に補助金を支出しているが、フラワーロードを南北に結ぶ形での観光開発をどのように考えているか質され、鳴川千光寺、信貴山、道の駅くまがしステーションを拠点として、フラワーロードを利用した拠点間の移動を誘導する観光情報を強化していくとの答弁がありました。

土木費、消防費。

土木費では、道路新設改良費の測量設計委託料の執行内容について質され、当初は、中学校前路線200万円、川原路線、西向圃場整備地図訂正業務で各200万円、計600万円予算計上していたが、川原路線の地図訂正業務は年度内に完了し、176万1,900円を執行した。西向圃場整備分は25年度に繰り越し措置を行い、中学校前路線については、町の技術職員により実施したとの答弁がありました。

また、調査委託料の事業内容と執行額について質され、一つは橋梁長寿命化修繕計画策定業務で事業費が130万円、既存橋梁の15メートル以上の橋梁が27橋、緊急輸送道路に指定されている橋梁が1橋、あわせて28橋の長寿命化修繕計画で、予防保全という考え方でコンクリート構造物、鉄筋構造物で今後耐用年数が到達するこれから50年間の間で、どれだけ健全に維持管理していくかという考え方で奈良県一括で発注をしていただいた。26年度から着手する事業で、26年度は一番老朽化している2橋について予算措置をする予定である。もう一つは、都市計画施設整備推進事業の委託業務で事業費が402万5,700円、都市計画道路の見直しを含めた内容の業務を発注したとの答弁がありました。

都市計画総務費の既存木造住宅耐震事業補助金が執行されていないことについて質され、耐震診断は6件あったが、耐震改修工事をされなかったため補助金の支出がゼロであったとの答弁がありました。

住宅管理費の設置工事の不用額について質され、当初予算では10件分の浴室設置を見込んでいたが、町営住宅2件、改良住宅1件の実施となったため不用額が生じたとの答弁がありました。

消防費では、消防施設費、工事請負費の設置工事の内訳と消防水利上水道負担金について質され、23年度繰越明許費で春日丘の防火水槽設置工事772万2,000円、24年度で下垣内の防火水槽設置工事822万3,000円を執行した。消防水利上水道負担金は、消防水利のため、水道の口径を太くするための上水道への負担金で、予定場所は決まっていらないが、管の入れかえがあるときは上下水道課と協議を行い、消防水利向上に努めていきたいとの答弁がありました。

教育費。

学校施設の耐震化について質され、耐震化率は、24年度末で90.4%、26年4月以降は、西小学校が対象外となるため95%になる。東小学校の体育館については、設計、工事を順次計画的に進めていきたいと考えており、基本的には25年、26年の2カ年の大規模改造工事が終了後、耐震工事を行う予定であるとの答弁がありました。

大規模改造事業費、用地購入費の内容について質され、東小学校の学校用地を拡張するのに北東側の土地を確保するため、23年度に1,565平方メートル、8,500万円の補正予算を計上したが、駅周事業の進捗状況で23年度購入できたのは1,123平方メートルで、予算執行できなかった分の3,581万5,000円を24年度に繰り越しを行い、385平方メートルの土地を確保した。東小学校の北東用地の面積は1,500平方メートルであるが、減歩割合が2割ということで約2,000平方メートルの土地を確保しなければならないため、残りの約600平方メートルを25年度で補正予算を計上し、用地を確保していきたいとの答弁がありました。

文化財保護費で今後の発掘調査の見通しについて質され、26年度以降に椿井城の整備関係は補助事業で対応していくとの答弁がありました。

人権教育推進事業費の中で、地区別懇談会の関連の補助金として53万5,000円執行されているが、今後の地区別懇談会をどのように考えているか質され、開催数も減ってきている状況ではあるが、見直し検討委員会で検討を行っており、今後は人権問題だけではなく、いろいろな地域の問題等を絡め、極力開催していく方向で進めていきたいとの答弁がありました。

保健体育総務費、需用費、修繕料の内容と今後の計画について質され、総合スポーツセンターは老朽化しており、修繕が多々発生する状況になっていて、中央公園テニスコートの照明の安定器、ウォーターパーク気流ポンプの水漏れ修理、総合テニスコート人工芝の補修、総合スポーツセンターの浄化槽エアポンプ交換、ソーラー式時計、屋外照明設備制御装置、ウォーターパーク内の監視カメラの修理を行った。今後、老朽化が目立つテニスコートの芝、ウォータ

ーパークの防滑シートは計画を立て、リニューアルを考えているとの答弁がありました。

歳入全般。

個人住民税の減収をどのように分析しているのか質され、人口減少と高齢化率が高くなっており、年金受給者が年々増えていることと、低所得者の段階が増えてきているのが原因と分析している。また、25年度個人住民税の調定は、10億1,576万4,000円が調定予算であるが、現在9億9,120万5,000円で予算より調定額が落ちている。徴収率を掛けるとまた下がる状況にあり、年少扶養控除額の影響があったとしても落ち込んでいるというのが現状であるとの答弁がありました。

固定資産税の超過税率を今後も続けていくのか質され、町政全般を見ながら持続可能な町政を目指していくために検討していきたいとの答弁がありました。

入湯税が年々減少しているが、集客を上げるためかんぼとの取り組みについて質され、地域振興センターとかんぼがタイアップし、スポーツセンターを利用された方が合宿の宿泊地としてかんぼの宿を利用する取り組みと、かんぼでは、現在修学旅行の誘致の取り組みをされており、町も協賛等をしてかんぼと協力を行っているとの答弁がありました。

町営住宅使用料の収納計画の取り組みについて質され、収納率は町営住宅の現年度分で23年度90.4%、24年度95.06%、改良住宅は23年度91.67%、24年度は98.02%で、現年を中心に徴収強化に取り組んでいる。また、滞納者全ての方と分納誓約書を結び、個々の入居者の生活実態について調査を行っているとの答弁がありました。

諸収入の延滞金が増えている要因について質され、固定資産税の延滞金で高額滞納者1法人600万円の納付があったとの答弁がありました。

奈良県市町村振興協会市町村交付金の配付について質され、サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの収益金を奈良県からの市町村振興協会への交付金を財源としており、町への配分基準は22年度の国調人口をもとに人口割配分50%、残りの50%が県下39市町村へ均等割で配分されるとの答弁がありました。

討論では、24年度決算は、実質単年度収支が約1億5,050万円の黒字となっており、年度途中で旧中央保育園用地の売却を強行して1億8,500万円の財産売払収入を得たこと、また、23年度に入るべき駅周辺整備事業債7,130万円が24年度に充当されたことによるもので、これらがなければ24年度の単年度収支は1億円以上の赤字になる。財政状況は、この数年間、固定資産税の超過税率などの住民負担増、福祉切り捨てでの財政再建策が人口

の減少や地価の下落を招き、個人住民税や固定資産税が落ち込むという、財政が逆に悪化し、悪循環に陥っていることではないか。入札や適正な積算をすれば経費減になる可能性があり、財政立て直しには改善が必要だということを指摘して、平成24年度一般会計決算の認定に反対するとの討論がありました。

一方、本決算では、翌年度繰越金6,971万4,950円を計上した上で、の実質収支は1億7,850万2,509円の黒字を計上している結果を見て、結論的に本町の財政に向け行政当局は努力されていると判断した。財政の各種判断比率を見ても早期健全化の基準も25%以下の14.4%の基準以下であるが、予算執行における不用額も大きく出ており、効率性、有効性、費用対効果も考えて、来年度予算の編成時には、査定等を慎重に行う必要と減少傾向の歳入に向けて遊休地の有効活用を訴え、一般会計の決算認定に賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

#### 認定第3号 平成24年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,816万7,227円、歳出総額6,211万1,902円で、歳入歳出差し引き2,394万4,675円の赤字決算となっています。

県補助金が決算額387万6,000円で当初予算と比べて増額となっていることについて質され、当初予算では、償還推進事務費の計上をしていたが、競売を行ったことで不良債権充当後の残額の約75%分を県の償還推進補助金要綱に基づき補助金が交付されたことによるものであるとの答弁がありました。

認定第3号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

#### 認定第4号 平成24年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額27億3,098万9,572円、歳出総額25億4,980万6,714円で、歳入歳出差し引き1億8,118万2,858円の黒字決算となっています。

24年度も黒字となり、剰余金もあることから、26年度に国民健康保険税の引き下げの検討について質され、黒字財政となっているが、25年度までに3年間減税を行ってきた。25年度決算状況を見ていかなければならない。また、県単位の国保への移行、1人当たりの医療費が県内でも高い位置にあり、年齢構成から見た場合の医療費の増高、消費税の値上げ、福祉医療の拡大等、今後は総合的に判断していかなければならない。国保の広域化になるまでの間、

財政を持たせていくことも大事であるとの答弁がありました。

国民健康保険への加入者と23年度より国民健康保険税が減収になっている理由について質され、被保険者数は24年7月末5,947人、25年7月末6,011人で微増となっている。国民健康保険税の減収については、税率改正を行ったことによる影響であるとの答弁がありました。

認定第4号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成24年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額8億7,206万8,416円、歳出総額8億4,956万6,391円で、歳入歳出差し引き2,250万2,025円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は1,718万6,025円の黒字決算となっています。

24年度の加入負担金が2,090万円となっており、加入件数について質され、24年度で338件の加入、年度末加入件数が1,740件となっている。全人口1万9,786人に対する普及人口は5,110人で普及率は25.8%、普及人口のうち水洗化人口は4,448人で水洗化率は87%との答弁がありました。

認定第5号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成24年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,881万5,643円、歳出総額3,881万5,643円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

24年度末の加入件数と加入率について質され、90件に対して44件の加入で、接続率48.8%、24年度は1件の加入であるとの答弁がありました。

農集下水道事業債管理基金の積み立てと繰り入れが同額になっていることについて質され、農業集落排水事業元利償還金助成交付金交付要綱に基づいて、助成金の交付を受けた市町村等は、県助成金を公債管理基金等に積み立て、集落排水管理特別会計の繰出金に充当し、適当な運用に努めなければならないとの答弁がありました。

認定第6号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成24年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額7,416万1,075円、歳出総額7,385万6,562円で、歳入歳出差し引き30万4,513円の黒字決算となっています。

認定第7号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成24年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、保険事業勘定では、歳入総額13億6,824万7,198円、歳出総額13億5,671万818円で、歳入歳出差し引き1,153万6,380円の黒字決算となっています。

介護サービス事業勘定では、歳入総額910万8,788円、歳出総額908万7,663円で、歳入歳出差し引き2万1,125円の黒字決算となっています。

介護保険料が当初予算より3,700万円増えている要因について質され、1号被保険者の保険料については、当初予算では第5期計画の保険料を反映しておらず、補正により対応したとの答弁がありました。

居宅介護住宅改修給付費で300万円の不用額について質され、件数は23年度よりは増えており、補正予算で増額補正を行ったが、最終的に不用額が発生したとの答弁がありました。

討論では、第5期初年度の24年度決算は、実質単年度収支2,045万円の黒字であり、第4期に比べて1号被保険者の保険料が基準額で年間9,400円上がり、総額で5万3,400円になった。保険料改定に当たっては、第4期までの基金を6,000万円取り崩し、5期終了時に基金が5,000万円残るという計画で保険料を決定している。しかし、初年度の24年度決算の結果は、基金と黒字額をあわせて1億6,500万円の剰余金となっており、今年度と来年度の2年間で1億1,500万円の赤字を出しても計画どおりになる。24年度の予算審査で基金の取り崩しが不十分と指摘して予算に反対した。介護保険料は3年に一度の見直しなので来年度引き下げとはならないが、第6期の改定において教訓にすべきだという立場から、本決算認定には反対するとの討論がありました。

一方、本決算では、実質収支は1,153万6,380円の黒字が計上されており、結論的には、本町の介護保険財政に向け努力されていると判断し、介護保険特別会計決算認定に賛成をする。しかし、不用額が全体で3,755万5,000円となっており、予算編成時の査定を正確にやっていただきたいことと、町長がいま提案されている奈良県1番の長寿平群を目指すことと連携して、今後も黒字運営を続けていただくことを期待したいとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第8号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第9号 平成24年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 36 万 3,000 円、歳出総額 36 万 3,000 円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

認定第 9 号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第 10 号 平成 24 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 2 億 6,837 万 7,707 円、歳出総額 2 億 6,770 万 8,407 円で、歳入歳出差し引き 66 万 9,300 円の黒字決算となっています。

現年度分の保険料徴収済み額が調定額を上回っていることについて質され、還付未済が発生したため、保険料の収入が上回ったことによるもので、特別徴収の収納率は 100%であるとの答弁がありました。

認定第 10 号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

認定第 11 号 平成 24 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 1 億 4,107 万 9,299 円、歳出総額 1 億 4,107 万 9,299 円で歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

認定第 11 号は全員異議なく認定することに決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審議の結果であります。よって、決算審査特別委員長報告といたします。

平成 25 年 9 月 20 日

決算審査特別委員会

委員長 井戸 太郎

#### ○議長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第 2 号 平成 24 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。山口君。

#### ○6 番

ちょっといまの報告で、事実関係に気になるところがあったので再度確認しますが、報告の 3 ページ、農林水産業、商工費のですね、4 行目で、これは復旧の代執行についてのところですが、ここですね、この文章が、土砂条例違反で町が告発した現場の代執行を行う予算措置を行ったが、現場は落ち着いた状態になっており、代執行の要件の一つとしてその不履行を放置することが著しく公益に反するということが認められる場合があるので執行しなかった。この文章、非常にわかりにくくって、要するにぱっと読むとですね、公益



に反してるのを認めてるのに執行してない、答弁はそうではなかったというふうに私は思うんですが、これはね、やっぱり公文書で残りますから、事実関係を確認していただいて、間違いであればここは訂正していただきたい。

○議長

それでは、少し確認のために暫時休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時40分)

再 開 (午後 3時00分)

○議長

休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議長

井戸君。

○決算審査特別委員長（井戸太郎）

すみません、お時間をとらせてしまいました。先ほど農林水産業費、商工費の土地の代執行の要件について指摘を受けました場所ですけれども、文章表現のほうがちよっとわかりづらいということなので訂正したいと思います。

中身は変わらないんですけども、まず、その不履行を放置することが著しく公益に反するということが認められる場合というところに括弧が入りまして、また後ほどきっちりと話します。括弧が入り、言葉を加えまして、正しい文章でまた読まさせていただきます。農林水産業費の一文を一からきちんと順番も少し変えてわかりやすくしましたのでお願いします。

農林水産業費では、農林業総務費の復旧工事1, 980万円を執行しなかった理由について質され、土砂条例違反で町が告発した現場の代執行を行う予算措置を行ったが、代執行の要件の一つとして、「その不履行を放置することが著しく公益に反するということが認められる場合」があるが、現場は落ち着いた状態になっているので執行しなかった。当然是正を求める現場であることに変わりはないので、緊急の場合には、緊急代執行で対応していくとの答弁がありましたというふうに訂正させていただきます。

○議長

ただいま委員長のほうから訂正の申し出があり、口頭でありましたけども、よろしいですか。

「はい」の声あり

○議 長

いまの部分については、また後で文書で訂正して、またお渡しをいたしますので。

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○6 番

平成24年度一般会計決算の認定については反対の立場で討論いたします。

決算委員会でも申し上げた内容と一緒になんですけれども、基本的に、平群町の財政が大変な状況の中で、24年度決算についてはですね、2億円で土地を売り払ってですね、それが黒字の原因なんですけど、いずれにしても脆弱な財政状況にあることは明らかであります。それについては、先日も申し上げましたように、基本的にはですね、この間の町だけの責任ではない部分も多々ありますけれども、やはり人口減や税収減、これについてはですね、施策に大きな問題がある、このように考えています。

また、その一方でですね、隅から隅まで歳出のほうを見直していくということでしたけれども、実際にはですね、この間、私も指摘してきたごみとかし尿とかの問題で、なかなかそのとおりになっていない。また、一方でですね、財源に大きな変化があってもそのまま執行するというようなことも行われました。その辺をですね、きちっとやっぱりけじめをつけてやっていかないと、この間の人口減、それから社会情勢の変化による雇用問題での雇用不安でのですね、収入減等、これらを含めて平群町の財政を好転させるためには住民の懐を暖かくする、こういう施策が必要だと考えています。それにも逆行しているということもありますし、それらもろもろの問題、これらの問題で平成24年度の決算についてはですね、その辺が予算のときに指摘したままで全く改善されていない。このことを指摘してですね、平成24年度一般会計決算の認定には反対をいたします。

以上です。

○議 長

高幣君。

○ 7 番

決算委員会でも申し上げましたけれども、24年度一般会計決算の認定については、賛成の立場で討論をいたします。

まず、最初に申し上げたいことは、議会と行政は両輪の立場で常に話し合いを持ち、町民のことを考えながらまちの施政に対して前向きなオペレーションを行うのが本意であります。このような立場で24年度予算に賛成させていただきますが、本年度予算の中で問題として提起しておきたいのは、不用額の問題が、私自身が申し上げたいと思います。特に、23年度の不用額が約4億1,880万円、これと比較しますと24年度の不用額は非常に大きいものであります。そういう意味では、今後も予算査定時における町の行政当局の査定は甘いのではないかなど、こんな懸念もいたしますので、ぜひともそういう査定時における問題点追及を行っていただきたいと思います。今後も議会に対してもいろいろと説明をお願いをして、本年度決算については認定をさせていただきますと思います。

○ 議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○ 議 長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第3号 平成24年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。  
これより、認定第3号について採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第4号 平成24年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより、認定第4号について採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第5号 平成24年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第6号 平成24年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第7号 平成24年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定する

ことに決しました。

続きまして、認定第8号 平成24年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○6番

平成24年度介護保険特別会計についてもですね、決算審査特別委員会で反対の討論をいたしました。これについてはですね、そのときも言いましたように第5期、平成24年度から始まりました第5期の1号被保険者についての保険料についてですね、その決め方において24年度予算のときもそうですし、条例改定のときもそうでしたけれども、基金があつた当時で見込みで1億1,500万あると。そのうち6,000万を取り崩したわけですがけれども、私は、私たちはもっと取り崩せるのではないかと。そうすることによって1号被保険者ですね、保険料を引き下げることができる、このように主張したわけですがけれども、それは認められず、保険料は報告の中にもありましたように年間で9,400円の引き上げ、これは基準額ですがけれども、引き上げになったと。その見込みがやっぱり私は大きく狂っていたと。そのことはやっぱり当局のほうもですね、しっかりと反省していただいいてですね、できるだけ住民の暮らしを守る、そのために負担を抑えるというのが私は行政の役割だというふうに考えておりますので、この見誤ったということですね、反省していただくと同時に、委員会でも言いましたように介護保険は3年に一度しか保険料の改定はできませんから、25年、26年度についてはですね、変わることはないわけですがけれども、27年からの第6期については、そのこともしっかり踏まえていただくということですね、その教訓にしていただくためにもこの決算認定についてはですね、反対をいたします。

以上です。

○議長

高幣君。

○7番

介護保険、24年度については、決算認定については賛成の立場で申し上げます。

本決算では、実質収支が黒字を計上されていると、こういう結果を見、また、この結果、保険財政に向け行政は努力されていると判断して賛成をさせていただきます。

なお、一般会計でも申し上げましたように、議会と行政は両輪であります。こういう観点から、町側、行政側は、やはり議会に対しても正確ないろいろな情報を与えていただくようお願いをして賛成討論とさせていただきます。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案について委員長の報告どおり決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第9号 平成24年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。



これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第10号 平成24年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第11号 平成24年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

3時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時17分)

再 開 (午後 3時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第13 発議第10号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を  
求める意見書(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第10号

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成25年9月20日

提出者 窪 和 子

賛成者 高 幣 幸 生

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯が増えたいま、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。

中でも、働く貧困層と言われるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、いまの若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。いまこそ国を挙げて若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。

よって政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めます。

#### 記

- 一、世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金配分に関するルール」づくりを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること
- 一、労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立ち入り調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること
- 一、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多元的な働き方を普及・拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること
- 一、仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改

善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。窪君。

○8番

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただき、意見書の中にも書かせていただいておりますが、若い世代を取り巻く問題は多岐にわたっており、年々深刻さを増しております。そこで、世帯収入の増加に向けた賃金の配分に関するルールづくりや短時間正社員制度やテレワークの導入、若年労働者に対し劣悪な労働環境下で仕事を強いる悪質な企業への対策強化など、若い世代が安心して就労できる環境等の整備を一層進めることを求める意見書であります。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様に御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。植田君。

○5番

この意見書については、若い世代が安心して就労できる環境整備につながらないことから、反対の立場で討論をさせていただきます。

意見書の以下の事項に書かれています1点目の世帯収入の増加に向けて、政労使によるとありますが、本来、賃金配分の問題については、労使間で交渉される問題であり、そこに政府が関与することには問題があると考えます。

そして、3点目の多様な働き方を可能とするため、地域限定や労働時間限定正社員とありますが、この点についてもいわゆる限定正社員ということです。これが導入されれば地域限定、職務限定、残業限定などに分類され、賃金が大幅にダウン、一時金も半減、定期昇給なしなどの扱いになりかねないこととなります。そこには、企業の総人件費を大幅に削減する狙いがあり、財界がその

整備を求めています。地域限定によって、その地域での支店の閉鎖や工場撤退などになれば、地域限定ということで合法的に解雇できるということになりかねません。また、労働時間限定は、サービス残業を法律で認めることにつながります。労働契約法が昨年改定され、有期雇用が5年を超えたら無期雇用に転換できることになりましたが、労働条件はそのままよいとされています。さらに、厚労省は、勤務地や職務が限定される、いわゆる限定正社員は、正社員と同列に扱われることにはならないという通達を出しています。結局、名ばかり正社員が増えるだけであり、不安定、低賃金が一層増えることにつながりかねません。

本当に若い世代が安心して就労できる環境整備をするのであれば、99年に日本共産党以外、全ての政党が賛成した労働者派遣法を抜本的に見直すことが必要です。この大改悪によって、それまで一部の職種にのみ限られていた派遣労働が、ほぼ全ての職種に広がり、爆発的に派遣労働者が増え、それが今日の格差社会を生み出しました。正規社員が基本となる社会を取り戻すことが、若い世代が安心して就労できる環境整備だと考えることから、非正規雇用の常態化を認めることにつながりかねないこの意見書については、反対をいたします。以上です。

○議長

高幣君。

○7番

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書について、賛成の立場で申し上げます。

いま世界のほうは人口は増えておりますが、日本においては人口減の時代があります。もちろん本町においても一般質問やいろんな観点で申し上げてるとおり、人口減少は非常に厳しいという観念を私は持っております。そういう環境の中で、やはり若者世代の世界をどう変えるかというのが、これからの大きな課題になってくると思うんです。

そういう意味で、本意見書については、労働環境の問題から全てについてうたっております。これを解決していくことがやはり人口減対策になると私は思っておりますので、賛成をさせていただきます。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、発議第10号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については、原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第14 発議第11号 道州制導入に反対する意見書（案）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第11号

道州制導入に反対する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成25年9月20日

提出者 森 田 勝

賛成者 山 口 昌 亮

道州制導入に反対する意見書（案）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せてい

る。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々平群町議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。森田君。

○4番

道州制導入に反対する意見書（案）の趣旨説明をさせていただきます。

ただいま局長のほうから朗読していただきました内容であります。つけ加えさせていただくなれば、道州制を導入しなければあたかも地方分権ができないと言われておりますが、これは全く逆で、現行制度でも十分地方分権が可能です。また、道州制導入により道州間の格差の拡大、道州内の規模拡大などの弊害もあることが明らかであります。道州制導入より、まず東京一極の解消であり、首都圏機能の分散を図るべきと考えます。

道州制ありきではなく、道州制導入によるメリット、デメリットの丁寧な説明や国民的議論をなされないまま法案が提出されようとしていることはまことに残念であります。

このようなことから、私たち議会も声を上げることが大事だと思いますので、議員各位のぜひとも御賛同をいただきますことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。窪君。

○8番

道州制導入に反対する意見書（案）に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、道州制については、現在の47都道府県の行政単位を廃止して、全国10程度の道または州に再編し、国、道州、市町村の3層構造へ改革することが根幹です。国の役割を通貨の発行や金融政策、外交や安全保障などに極力限定し、国が持っている権限や財源、人材を地方に委譲することで各地域が特性に合わせて主体的、効率的に施策を進められるようになることが最大の利点と言えます。その結果として、国会議員や国家公務員を大幅に削減することも可能となります。

参院選の公約では、自民党、公明党、みんなの党、日本維新の会の4党が推進を明記しております。私ども公明党も地域主権型道州制の導入をマニフェストに掲げ、まず道州制国民会議を設置し、3年かけて道州制移行に向けた国民的議論を行い、地方の意見を最大限取り入れ、中央集権的な日本の統治機構を改め、地域の活性化や行政サービスの充実につながる道州制の制度設計の構築を目指しております。そして、道州制国民会議の最終答申を受けた後、2年を目標に必要な法的措置を講じることを掲げております。今回、国会に提出を目指すとされております道州制推進基本法案の前文では、まず、道州制の全体像を国民に提示し、地方の意見を十分踏まえつつ、国民的な議論を始める必要がある。その上で道州制の導入について国会において適切な議論を得るものとするとなっております。つまり議論をするためにも制度設計をこれから検討していくというものです。

このような認識のもと、いくら町村議会議長会の依頼であっても制度設計が決まっていないものに賛成や反対と言える段階にないと理解しております。例えば本町でまちの将来にもかかわる重要な事案があった場合に、詳細な設計が決まる前から議論や検討を開始せず、反対と言っているのと一緒であります。そのような観点から、道州制導入に反対する意見書（案）に対して反対討論とさせていただきます。

○議長



山口君。

○ 6 番

いま反対討論ありましたけれども、中身が決まっていない法案を出す、議長のほうも指摘してるように、決まってないのに道州制だけを決める。その中身が全てですね、要するに制度設計がまず先に出された上でですね、議論するならわかりますけれども、まず道州制ありきを、道州制にまずする法案を出す。議論しながら中身を考える。それはもう全く逆であってね、本来、いまの反対討論は全く逆なんですよね。制度設計もないのに法案が国会に提出される。このほうがおかしいわけです。道州制ってもう初めから決めてるわけです。制度設計も含めて議論するのであれば、その中身、基礎自治体という名前になっておりますけれども、もともとこの基礎自治体についてはですね、もう十数年前から道州制の議論の中で1自治体30万人から50万人のですね、自治体を基本とする、こういうことも言われてたわけです。そういう点も踏まえて、先ほど局長に朗読していただいた意見書（案）の中身にありますように、国土を守る、特に地方の山やですね、川がある、要するに国土にとって田んぼ、日本の国土の荒廃を防ぐためにも山林を守るとか、そういうことが大事になるわけですがけれども、そういう小さい自治体を守ることこそがね、私は、国土の強靱化につながるというふうに書いてますように、そのとおりですし、また、住民の福祉を守るためにはですね、あまり大きい自治体よりもできるだけ小さくというか、より身近な自治体であるほうがいいというふうにも思いますので、この意見書案についてはですね、賛成をいたします。

以上です。

○ 議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより、発議第11号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、本案については、原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題といたします。

議会運営委員長より会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

議員各位におかれましては、本議会中、熱心な御審議を賜り、提出させていただきました議案につきましては全て可決、承認、御同意いただき、まことにありがとうございます。本議会中にいただいた貴重な御意見につきましては、しっかりと受けとめ、今後の町政運営に生かしてまいりたいと思います。

財政につきましては、住民や議会の御理解、御協力いただきまして3年連続して黒字決算となり安堵しているところでございます。しかし、問題は中身であります。確かに表面上は、実質単年度収支につきましては黒字であります。平成24年度につきましては臨時的収入である土地売却収入の2億円があつてこそその実質単年度収支の黒字であることをいま一度私自身、自戒を持って受けとめているところであります。

一方では、町有施設は老朽化し、施設の更新は待ったなしの状況にあります。将来負担比率が県下でも非常に高い水準にある中、町有施設の更新については、そういった財政指標も見きわめながら計画的に取り組んでいかなければなりません。そして、効率的、効果的な行財政運営が求められる中、安定的かつ持続可能な住民サービスとその裏づけとなる住民負担を含む歳入の収支バランスに

についてもいま一度考えていかなければならないところであります。いましばらくは行政内部の効率的な行財政運営に加えて、町有資産の有効活用や利用しない資産の売却について積極的に進めてまいりたいと考えているところであります。

同時に、現在取り組んでおりますまちの活性化策も徐々に実現に向けて進捗しています。駅周辺整備事業においては、土地区画整理法による組合事業としての成功にとどまらず、本町の中心市街地としてのにぎわいのあるまちづくりに知恵を絞ってまいりたいと考えています。

また、企業誘致やバイパス沿いの大型店舗誘致につきましても、また、農業の6次産業化や観光の振興、さらには、子どもたちの教育環境の整備、すなわち幼保一体化や小学校の再編などにつきましても、議員の皆様や保護者の皆様の御理解をいただきながら全庁挙げて全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、なお一層の御理解と御協力、そして御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

これをもって平成25年平群町議会第4回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時53分)